

第 18 回 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する長崎大学の受け入れ体制(3 月 13 日金曜日)

こんにちは。

長崎大学人，河野茂です。

日本国内でも新型コロナウイルス感染症の患者数は引き続き増加しており，3 月 9 日時点で全国 47 都道府県の内 33 都道府県で感染患者が確認されています。

患者が確認されていないのは残り 14 県で，九州では長崎，佐賀，鹿児島のみとなりました。長崎県でもいつ患者が確認されてもおかしくなく，休日返上で新型コロナウイルスの行政検査が行われています。

長崎大学は行政の皆さまと連日連絡をとり，行政検査の結果を速やかに確認しています。

新型コロナウイルス感染症は，感染症法と呼ばれる法律において 1 月 28 日付で「指定感染症」と定められました。

これにより，確定診断された場合は指定された病院に強制的に隔離入院することになっています。長崎大学病院は長崎県内で唯一の第一種感染症指定医療機関であり，新型コロナウイルス感染症の患者さんを受け入れるために様々な準備を行っています。

長崎大学病院に新型コロナウイルス感染症患者が入院した場合，その患者さんの命と生活を守ることはもちろん，接するスタッフを感染から守り，そして社会に伝播する可能性をゼロにしなければなりません。

そのための病院設備や装備の準備が行われていることは当然ですが，さらに長崎大学の職員が一丸となって互いに助け合う気持ちが必要不可欠となります。

長崎大学病院では状況の変化に応じて「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の迅速な改訂を続けており，院内のイントラネットでいつでも誰でも確認ができるようになっています。

1 月 29 日と 2 月 27 日，2 月 28 日には院内の全職員を対象に緊急の対策のための講習会が実施され，動画で再講習も可能です。特に動画の一部は長崎大学病院ホームページで外部にも公開し，多くの医療機関で役立てていただいています。

実際に，新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は，長崎大学病院の

「感染症病床」や「結核病床」といった特殊なエリアに入院することになります。

そのために一部の病院スタッフはその対応に専念することになり，病院全体の一般診療を一部縮小せざるを得なくなります。

つまり実際に患者対応を行う医療スタッフだけでなく、その周囲を支援する全ての職員、ひいては長崎大学に関わる全ての方の協力が必要となってきます。

患者さんの退院後の社会生活を考え、SNSによる個人情報の漏洩は厳禁です。
また報道では新型コロナウイルス感染症への対応を行った医療スタッフへの心無い言葉が一部で伝えられています。こういうことは絶対にあってはならないと思います。
長崎大学一丸となり、この難局を乗り切っていきましょう。

なお、海外拠点の現地スタッフにもこのメールを共有したいという要望をもらいましたので、まずは第1～5回までのメールを職員に協力してもらって英訳しました。